

児童虐待の未然防止と早期発見に向けた
情報共有等に関する協定書

清瀬市と警視庁東村山警察署は、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、以下のとおり協定書を締結する。

記

- 1 児童虐待事案に的確に対応するため、相互に保有する情報を共有し、児童の安全確保に努める。
- 2 相互に共有した情報については、確実に記録し、管理するとともに、保秘の徹底に努める。
- 3 本協定の締結による実施事項については、別添「情報共有等に関する申合わせ事項」のとおりとする。

以上を確認し、本書面を2通作成し、それぞれの署名捺印の上保管する。

平成29年5月17日

清 瀬 市 長

警視庁東村山警察署長